

Tax

Issue P325 – 2020 年 11 月 04 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

経済のデジタル化から生じる税務上の 諸課題への対応 – OECD ブループリン ト報告書の公布： 第一の柱（pillar）の詳説

2020 年 10 月 12 日、OECD/G20 税源浸食と利益移転（BEPS）包括的枠組み（以下「包括的枠組み」）より、経済のデジタル化から生じる税務上の諸課題への対応について、第一の柱及び第二の柱のブループリントに関する報告書が公布された。OECD は 2019 年 10 月 9 日と 2019 年 11 月 8 日、第一の柱と第二の柱の基本理念とアプローチに関する説明を含む二つのパブリックコンサルテーション文書（以下「パブリックコンサルテーション文書」）を公布した。2020 年 1 月 31 日、OECD/G20 包括的枠組みに参加する加盟国は、パブリックコンサルテーション文書で提案された第一の柱と第二の柱に関するアプローチについて声明を発表した。今回公布された二つのブループリント報告書では、上述の文書で提案された基本理念とアプローチを踏襲し、第一の柱と第二の柱の細部についてより全面的かつ詳細の説明が行われた。一方で、ブループリント報告書には、テクニカルと政治に関する課題が依然として残されている。

OECD は二つのブループリント報告書についてパブリックコメントを求めており、（締切日は 2020 年 12 月 14 日）、加えて 2021 年 12 月 1 日にオンライン公聴会を開催する予定である。2020 年 10 月 14 日、OECD は二つのブループリント報告書を G20 財務相に正式に提出した。包括的枠組みに参加する加盟国は引き続き、残された課題へ対応し、2021 年半ばまでに世界規模における合意に基づき解決に至ることを目標として掲げた。

第一の柱に関するブループリント報告書では、多国籍企業グループの残余利益の一部に対する市場国の課税権の拡大（「新しい課税権」）に関するルールが提案されている。新しい課税権は、多国籍企業グループが市場国において物理的な拠点を有するか否かに関わらず、多国籍企業のグループレベル（またはセグメントレベル）で算定された残余利益の一部を、一定の計算式に基づき市場国に配分するものである。市場国に配分されるこの利益は「Amount A」と呼ばれる。第二の柱に関するブループリント報告書では、多国籍企業グループがその利益に対して最低限の税金を納付することを確保するための「GloBE ルー

Authors :

Sophie Wei

Tax Partner

Tel : +86 10 8520 7622

Email : swei@deloitte.com.cn

Xiao Li Huang

Tax Partner

Tel : +86 10 8520 7707

Email : xiaolihuang@deloitte.com.cn

Julie Zhang

Tax Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Philip Dong

Tax Senior Manager

Tel : +86 10 8512 5005

Email : phdong@deloitte.com.cn

Candy Sun

Tax Senior Manager

Tel : +86 10 8520 7704

Email : cansun@deloitte.com.cn

ル」が提案された。第二の柱に関するブループリント報告書については、次回の Tax Analysis で解説する予定である。

本 Tax Analysis では、第一の柱に関するブループリント報告書の次の課題について説明する。

1. Amount A : 新しい課税権の対象となる多国籍企業グループの事業の種類や規模（「対象範囲」となるのはどのような多国籍企業グループか）
2. Amount A : 「対象範囲」に属する多国籍企業グループに対する市場国の新しい課税権の有無の判断（多国籍企業グループと市場国との間における新しいネクサスの有無の判断）
3. Amount A : 新しい課税権に基づく特定の市場国への利益の配分方法
4. Amount B : 基本的なマーケティング及び卸売活動による固定リターンの確定
5. 租税の確実性の向上、紛争の予防及び解決
6. 第一の柱におけるルールの実施

1. Amount A : 新しい課税権の対象となる多国籍企業グループの事業の種類や規模（「対象範囲」となるのはどのような多国籍企業グループか）

事業の種類や規模に関する以下の 2 つの要件を満たす多国籍企業グループは「対象範囲」に属し、新しい課税権の対象となる。また、ブループリント報告書は、新しい課税権の適用範囲から除外される事業として、消費者向け金融サービス（銀行・保険・資産管理を含む）、建設、居住用不動産の販売・賃貸、国際航空、海運、採掘、自然資源及びコモディティ取引を提案している。一方、自然資源を製品の原料とする事業（宝飾品やチョコレートなど）はそれらに含まれていない。

1.1 二つの事業の種類

ブループリント報告書では、新しい課税権の対象となる事業について、自動化されたデジタルサービス事業と消費者向け事業の 2 種類が定められている。この 2 つの事業は「対象範囲」に属する事業とも呼ばれている。

1.1.1 自動化されたデジタルサービス(ADS:Automated Digital Services)

自動化されたデジタルサービスとは、多国籍企業グループが大手の世界的な顧客・利用者に対して、標準化されたサービスを遠隔で提供することにより、収入を生み出す事業である。以下の 3 つの部分から構成される。

(i) 対象となる事業のポジティブリスト

対象となる事業のポジティブリストには、以下の事業が含まれる。
オンライン広告・ユーザーデータ販売・オンライン検索エンジン・ソーシャルメディアプラットフォーム・オンライン仲介プラットフォーム・デジタルコンテンツサービス・オンラインゲーム・標準化されたオンライン教育サービス及びクラウドコンピューティングサービス

(ii) 対象外となる事業のネガティブリスト

対象となる事業のネガティブリストには、以下の事業が含まれる。
カスタマイズされた専門的なサービス・カスタマイズされたオンライン教育サービス・ADS 以外の商品やサービスのオンライン販売・ネットワーク接続に関わらない商品販売による収入・インターネットやその他の電子ネットワークへのアクセスを提供するサービス

(iii) 一般的な定義

上述の 2 種類以外の事業に対して、多国籍企業グループは当該事業が ADS の一般的な定義に該当するか否かについて考察する必要がある。すなわち、提供するサービスが自動化（システムが構築された後、サービスの提供に求められるサービス提供者の人的関与は最小限になる）及びデジタル化（インターネットまたは電子通信ネットワークを介して提供される）という 2 つの要素を同時に満たすか否かについて考察する必要があるということである。

For more information, please contact:

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: urano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

1.1.2 消費者向けビジネス (CFB, Consumer Facing Businesses)

消費者向けビジネスは、一般的に個人消費者に販売される製品またはサービスを直接的または間接的に提供する事業や、それらの製品またはサービスに関連する無形資産の使用許諾またはその他の利用方式によって収入を生み出す事業を指す。従って、第三者の仲介業者・フランチャイズモデル・製品またはサービスに関連する無形資産の使用許諾等の事業が全て「対象範囲」に属する。

1.2 企業収入の閾値

多国籍企業グループが新しい課税権の適用対象となるのは、以下の2つの条件を同時に満たす場合に限られる。

- (i) 多国籍企業グループの連結年間売上高が閾値（7億5,000万ユーロに設定される可能性がある）に達すること
- (ii) 多国籍企業グループの国外における「対象範囲」に属する事業による収入に関して、包括的枠組みの加盟国が最終合意した閾値を上回ること

現在、包括的枠組みでは、大手多国籍企業グループ（例：グループの連結年間売上高が100億ユーロまたは50億ユーロ以上の多国籍企業グループ）から新しい課税権ルールの導入を段階的に実施し、時間経過とともに閾値を下げていくことが検討されている。

2. Amount A：「対象範囲」に属する多国籍企業グループに対する市場国の新しい課税権の有無の判断（多国籍企業グループと市場国との間における新しいネクサスの有無の判断）

2019年11月5日付けのTax Analysisで述べた通り、多国籍企業グループと市場国との間に「持続的かつ重要なつながり」が存在する場合、当該グループとその市場国との間に新しいネクサスが存在すると判断され、その市場国がその企業に対する課税権を有するとされる。その際に、当該グループがその市場国において物理的な拠点を有するか否かは考慮されない。グループと市場国との間における「持続的かつ重要なつながり」の有無に対する判断について、ブループリント報告書では閾値を判断基準として設定される規定が踏襲された。また、対象となる2つの事業種類の特徴によって異なる規定を定めることが提案された。閾値に関しては、端的にCFBに適用される閾値はADSに適用される閾値よりも高いと言える。また、新しいネクサスの判断基準は新しい課税権に対する判断にのみ適用され、その他の税目（例：関税またはその他の税目）の課税権に対する判断に対する影響は生じないことに留意する必要がある。

2.1 ADSにおける新しいネクサスの有無の判断：閾値

多国籍企業グループ（または当該グループのあるセグメント）の市場国におけるADS事業による収入が規定の閾値に達した場合、当該グループがその市場国との間に、新しいネクサスが存在するとされる。ブループリント報告書では、市場の規模によって異なる閾値を設定することが検討された。例えば、大型市場に対しては比較的に高い閾値が設定され、小型市場/発展途上経済体に対しては比較的に低い閾値が設定されることが提案された。

2.2 CFBにおける新しいネクサスの有無の判断：閾値と付加要因(?)

ブループリント報告書では、多国籍企業グループのCFB事業が市場国との間に新しいネクサスが存在するか否かの判断について、以下の2つの判断基準が提示された。

- (i) 多国籍企業グループ（または当該グループのあるセグメント）の市場国におけるCFB事業による収入が規定の閾値に達すること。なお、その閾値はADS事業による収入に対する規定の閾値を上回る可能性がある。
- (ii) 包括的枠組みの一部の加盟国から、閾値のほか、「付加要因」の追加が提案された。例えば、当該多国籍企業グループが当該市場国において、子会社または「物理的な拠点」（例：恒久的施設）を設立し、かつこの子会社または物理的な拠点の従事している事業が「対象範囲」に属する販売と関係している場合が挙げられる。一方、企業グループのCFB事業による収入が規定の閾値に達した場合において、当該グループがその市場国との間における「持続的かつ重要なつながり」の有無を判断するときに「付加要因」を必要としないと提案した加盟国もある。

2.3 多国籍企業グループの「対象範囲」に属する事業による収入の異なる市場国への配分

多国籍企業グループの「対象範囲」に属する事業による収入の異なる市場国への配分は、少なくとも、上述の1.2 国外収入の閾値、2.1 及び2.2 新しいネクサスの有無に対する判断基準とされる閾値、及び3.1 Amount Aの計算と配分という3つの問題に影響を及ぼすため、非常に重要である。そのため、ブループリント報告書では、基本的な収入配分ルールに関する説明、及び事業種類別の配分基準と具体的な指標の設定に関する提案が行われた。例えば、個人消費者向け販売の場合、収入配分は商品の最終納品先を基準として行われることが挙げられる。そのうち、小売店で販売された場合、最終納品先は店舗所在地であり、ネット通販で消費者に直接運送された場合、最終納品先は消費者の受取場所である。

3. Amount A：新しい課税権に基づく特定の市場国への利益の配分方法

3.1 Amount A の計算と配分

多国籍企業グループと、市場国との間に新しいネクサスが存在する場合において、当該市場国が当該多国籍企業グループに対して新しい課税権を有するときに、新しい課税権の対象となる利益をどのように当該市場国に配分すべきか。Amount A の計算は、以下の三つのステップに分けられる。

ステップ 1：基礎利益を上回る利益（残余利益）の計算

基礎利益を示す適正利益率について加盟国の間で合意される予定であり、基礎利益を上回る利益が残余利益と見なされる。利益率の算定方法は以下の通りである。

$$\text{利益率} = \text{税引前利益} / \text{収入}$$

上述の税引前利益と収入をどのように算定すべきかについては、3.2 を参照のこと。

基礎利益を示す利益率は、残余利益の金額に影響を及ぼす。OECD による試算は以下の通りである。

基礎利益を示す利益率	基礎利益以上の利益を獲得する「対象範囲」に属する多国籍企業グループの推定数量	多国籍企業グループにおける残余利益の試算金額 (単位：万億米ドル) ¹
8%	約 990	0.60
10%	約 780	0.49
15%	約 430	0.29
20%	約 240	0.17
25%	約 150	0.10

ステップ 2：残余利益のうち、新しい課税権に基づき市場国に配分できる利益総額の算定

2019 年 11 月 5 日付けの Tax Newsflash で述べた通り、包括的枠組みの加盟国は、残余利益が様々な業務活動（新しい課税権の対象範囲に属しない活動を含む。例：取引用の無形資産・資本・リスクなど）によってもたらされるため、新しい課税権の対象範囲に属しない活動から生じる利益を残余利益から除外する必要があると認識している。ブループリント報告書では、新しい課税権に基づき市場国に配分できる利益総額を算定する方法として、「再配分比率」の使用が提案された。

上表のデータを例に挙げると、基礎利益を示す適正利益率が 10%、再配分比率が 20% に設定された場合、試算の結果、対象範囲となる全ての多国籍企業グループによる再配分可能な利益（市場国に配分できる利益の総額）は 980 億米ドルである。再配分比率（20%）に基づき算出した部分以外の利益は、既存の独立企業原則に基づいて配分を行う。

ステップ 3：再配分できる利益の条件に合致する市場国への配分

新しい課税権の対象範囲に属する再配分可能な利益を条件に合致する市場国に配分する必要がある。市場国から取得する対象範囲に属する収入のうち、条件に合致するものが配分の対象となる。条件に合致する市場国とは、多国籍企業グループとの間に新しいネクサスが存在する国を指す。

Amount A を計算するための計算式に対して差別化措置を設ける必要があるか否かについて、包括的枠組みの加盟国の間で意見の分歧が存在している。例として、業務のデジタル化の程度と利益獲得能力の差異に応じた異なる基礎利益率と再配分比率の設定を提案した加盟国が存在することが挙げられる。

3.2 課税標準の確定

¹ データ出所はブループリント報告書の P126 の table 6.1 である。この試算結果は 2016 年のデータに基づくものである。連結売上高が 7.5 億ユーロを下回る多国籍企業グループは計算に含まれていない。主に ADS と CFB に従事する多国籍企業グループが計算に含まれている。

新しい課税権は、多国籍企業グループにおける残余利益の一部を対象として課税するものである。3.1 では、対象となる利益をどのようにして市場国に配分すべきかについて説明した。これに密接に関係しているもう一つの課題は「課税標準の算定方法」である。すなわち、どのようにして多国籍企業グループの利益を算定すべきかが課題となる。ブループリント報告書では、パブリックコンサルテーション文書で提案された「多国籍企業グループの基準に合致する会計準則²に基づき準備した連結財務諸表上の税引前利益を基礎として、限定的な税務処理と会計処理の差異の調整を行う」という方法を踏襲している。例えば、所得税費用、配当金、持株に関する損益及び公共政策によって生じる損金算入不可の費用（罰金など）を除外することが挙げられる。

業務を類型別に明確に区分できる企業に対して、セグメント別の財務データに基づき税引前利益を計算する方法の検討を提案した加盟国が存在する。この計算方法について、大規模の多国籍企業グループ（例：グローバル収入が設定された閾値を超えた多国籍企業グループ）に対して強制適用とし、小規模の企業グループに対して自主的な選択適用を可能にすべきという提案も行われた。この問題に対する加盟国の最終的な決定は、3.1 での Amount A の計算に直接的な影響を与える。

繰越欠損金が全て補填されるまで、市場国に配分する Amount A が生じないようにするために、損失は繰越・補填ルールに基づき、グループまたはセグメントレベルで適用される。多国籍企業グループによる Amount A 導入の前に発生した損失を損失繰越・補填ルールの対象範囲に含めるべきか、及び多国籍企業グループの実績利益率と Amount A で規定された基礎利益率との間の「利益ギャップ」を「欠損」と認識すべきかについては、加盟国の検討課題となっている。

4. Amount B：基本的なマーケティング及び卸売活動による固定リターンの確定

Amount B は、移転価格管理の簡素化（特に規模の小さい発展途上国の場合）を図るために、基本的なマーケティング及び卸売活動のみを行う関連者である卸売業者の適正リターンを標準化することを目的とされている。Amount B は、業務範囲を問わず、すべての業務分野に適用できる。

ブループリント報告書では、独立企業原則に沿う関連事業体の獲得すべきリターンに近似した固定リターンの計算方法が提案された。具体的な固定リターンは、取引単位営業利益法を運用し、比較対象会社のデータを用いたベンチマーク分析に基づき算出され、業界や地域によって異なる可能性がある。一部の加盟国は、独立企業原則に沿う他の移転価格算定方法（例：独立価格比準法）の方がより適切であると証明できる場合、取引単位営業利益法の適用の不合理性について認められるべきであると主張した。Amount B によって合意済みの事前確認協議（APA）や相互協議手続（MAP）の結果を上書きされることはない。

ブループリント報告書では、Amount B が「ポジティブリスト」に定義された基本的な活動にのみ適用されると想定されている。また、「ネガティブリスト」には Amount B の対象とならない卸売業者の代表的な特徴が記載された。

5. 租税の確実性の向上、紛争の予防及び解決

多国籍企業グループや税務当局に対して租税の確実性を提供することは、第一の柱における検討の重要な部分である。ブループリント報告書で提案された主な措置は以下の通りである。

- (i) Amount A について、税務当局は今後、多国籍企業グループに拘束力のある紛争の予防及び解決メカニズムを提供する予定である。税務当局が税務調整を行う前に、以下の 2 つの問題に対応することにより早期の租税確実性を提供できる。(a) グループの業務範囲が Amount A の対象範囲に該当するか否かを事前に確認すること。(b) Amount A の対象範囲に該当する場合、グループによる Amount A の計算と配分は受け入れられるか否か。このメカニズムの実施に際して、税務当局が審査チームを立ち上げ、必要に応じた意思決定チームも構成することで、Amount A について、強制的で拘束力のある計算・配分結果の提供を行う。
- (ii) Amount A の対象範囲に属する多国籍企業グループについて、移転価格や恒久的施設に関する紛争の解決に適用される強制的で拘束力のある新しいメカニズムを開発中である。
- (iii) 国際コンプライアンス保証プログラム（ICAP）、共同査察、二国間・多国間事前確認協議などの既存の紛争予防メカニズムの強化・改善にも取り組んでいる。
- (iv) 加盟国は、Amount B に関する潜在的な紛争について、強制的で拘束力のある紛争解決案を作成している。
- (v) 相互協議手続が無い、または相互協議メカニズムの水準が比較的低い発展途上国に対し、Amount A に関する問題について、それらの国が自主的に選択して利用できる、拘束力のある紛争解決メカニズムの確立が検討されている。

² ブループリント報告書は国際財務報告基準(IFRS)を基準として、それと同様の結果をもたらす他の基準も認めている。例えば、オーストラリア・カナダ・香港（中国）・日本・ニュージーランド・中国・インド・韓国・シンガポール・アメリカで使用されている会計基準が挙げられる。

6. 第一の柱におけるルールの実施

加盟国での第一の柱におけるルールの具体的な実施に関する検討はまだ初期段階にある。ブループリント報告書では、以下の側面により深い調査と検討が必要であることの指摘に留まっている。

- (i) 第一の柱における提案を実施するためには、国内法と二国間租税条約に変更を加える必要がある。今後、新たな多国間条約の策定により、租税条約の修正を促進することが想定される。
- (ii) ブループリント報告書では、第一の柱におけるコンセンサスに基づくいかなる合意（デジタルサービス税を含む）も、関連する一方の国における措置を除去し、かつ今後もこのような一方の国における措置を採用しないことを承諾する旨のコミットメントが盛り込まれることが期待されている。
- (iii) ブループリント報告書では、簡素化された施策が提案された。「コーディネート事業体（co-ordinating entity）」が最終親会社の課税管轄地の税務当局（または代理の所轄税務機関）に標準化された自主調整申請と文書パッケージを提出し、その後、当該税務当局は影響を受ける他の所轄税務機関（多国籍企業グループ内の事業体/市場所在地の税務当局）と文書交換を行う。市場国は、「コーディネート事業体」を通じて、代理として Amount A の徴収すべき税額を得ることができる。

7. デロイトの考察

OECD 事務局が公布した経済影響分析報告書によると、二つの柱の実施により、グローバル企業所得税収入は年間約 500 億~800 億米ドル増加する可能性がある。二つの柱と米国外軽課税無形資産所得（「GILTI」）合算課税の実施による影響を合わせると、グローバル企業所得税収入の年間成長率は 600~1,000 億米ドルに達する見込みである。そのうち、第一の柱では、約 1,000 億米ドルの利益が新しい課税権に基づき市場国に再分配される。平均的に、市場国の実体経済は（その税率の高低に関わらず）、税収の増加から利益を得るが、「投資センター」（一般的に税率が低い）は税収の増加により損失を被る可能性がある。

G20 は当初、2020 年末までに経済のデジタル化に伴う課税問題に関する対応策を作成することを目標としていたが、既に達成できなくなっている。第一の柱及び第二の柱のブループリントに関する報告書が今年 10 月に発表されたが、これは包括的枠組みの加盟国の政治的コンセンサスを表すものではない。ブループリント報告書は、加盟国でまだ合意がなされていない複数の分野と、各国が引き続き合意に向けて取り組む際に検討可能なオプションを指摘している。特に米大統領選挙と COVID-19 により生じた課題を鑑みれば、2021 年半ばまでに当該プロジェクトを完了させるという新たに設定された目標は、依然として差し迫ったものとなっている。OECD 事務総長の Angel Guri は、各国が自国における措置を強化することのリスクを強調した。また、合意に達しない場合、世界経済への深刻な影響が生じた状況の下で、租税戦争は貿易戦争に発展する可能性が高いと指摘した。2021 年半ばに合意に達した場合でも、多国間ツールまたは二国間協定の修正によって最終合意を実施するには数年を要することが明らかである。まだ未完了である検討を考慮すると、Amount A ルールの最も早い実施時期は 2024 年またはそれ以降になる可能性がある。

これは、多国籍グループが今後の数年間において、デジタル経済について各国が取り得る自国の措置に対応すると同時に、第一の柱と第二の柱の動向に細心の注意を払う必要があることを意味する。第一の柱のブループリント報告書には、まだ解決されていない課題が残っているが、多国籍グループは、現在の情報に基づき、自身に関する初歩的な判断を行うことができる。課題の一例として、「対象範囲」に属するグループとみなされるか否かということが挙げられる。異なる基礎利益率と再配分率が設定される前提下で、新しい課税権により、グループにおいて市場国に再分配される利益はどの程度になるのか。第 2 の柱によるグループの税負担への影響を考慮し、多国籍グループは、事前に計画を立て、対応策を適時に策定・調整するために、新しい国際租税制度の下での税務コストの変化について再計算する必要がある。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」の記事を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業にもたらす潜在的な影響に関する分析を提供しております。さらに詳細な情報をご希望の場合、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

National Tax Leader

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Eastern China

Maria Liang

Partner

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 10 8520 7508
Fax : +86 10 8518 7326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188
Fax : +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre (“NTC”) was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China’s tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China’s tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes “Tax Analysis”, “Tax News”, etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact.

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

National Leader/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 8518 1326
Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0121
Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2851 8005
Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at wanyluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.